

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280615001	27年 10月19日	27年 11月9日	28年 6月15日	不動産リース 業務に対する 規制緩和	(具体的内容) 地方創生に寄与するワンストップのサービス提供のため、銀行のリース子会社に対し、不動産向けオペレーティング・リース業務を解禁していただきたい。 (理由) 地方創生、地域活性化の進捗に伴い、公共施設整備・運営においてPF方式の導入が期待されている一方、地方では小規模な事業も多く、SPC設立等のコストや手続きの煩雑さが馴染みにくいケースを多い。 PF方式のメリットを享受しつつ、その煩雑さやコストアップ要因を排除した簡便な手法として、銀行のリース子会社によるファイナンス・リースがあるが、不動産向けではフルペイアウトが原則である本規制により、施設の一部を民間事業者へオペレーティング・リースによって賃貸するなど、多様なニーズに応じた柔軟な計画が困難となっている。 現場の実情(コストや規模)に合った形で、民間事業者とも連携した適切な事業を創出しやすくすべく、本規制を解禁することは地方創生にも資するものと考えられる。(以上)	(一社)第 二地方 銀行協 会	金融庁	銀行の子会社が行う不動産を対象としたリース契約については、リース形態をとって一般不動産事業を行うなどの他業禁止規定の漏れを防ぐために、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限って認められております。	主要行等向けの総合的な監督指針 - 3-3-1(2) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 4-7-1(2)	検討を予定	銀行の子会社が不動産を対象としたオペレーティング・リースを営むことについては、銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行の健全性確保の観点から検討を行います。	
280615002	27年 10月19日	27年 11月9日	28年 6月15日	不動産業務 に対する規制 緩和	(具体的内容) 地域の不動産情報が集中しやすい銀行の不動産仲介業務を解禁するとともに、空き家対策や中心街の空洞化対策等の地方創生のため、銀行所有の余剰不動産の賃貸規制の緩和を図っていただきたい。 (理由) 銀行には、不動産関連業務が認められていない。また、余剰不動産の賃貸においては、その他付随業務の範囲かつ一時的な賃貸でなければ認められていない。 地方においては、信託銀行や大手不動産会社がなく、不動産情報が銀行に集中することから、銀行による直接的なサービス提供(仲介等)が期待されている。 また、銀行店舗・社宅等の所有不動産の建替等により生じた銀行所有の余剰不動産を地方公共団体や民間事業者への賃貸で有効活用させて欲しいとのニーズがある。賃貸が認められていない現状では売却以外の選択肢はほぼないが、地方ではその資産を購入し事業化できるだけの事業者が少ないこともあり、売却できず空き家又は更地として放置されてしまうなど、中心街の空洞化問題を惹起することもある。金融機関所有の余剰不動産については、地域活性化という観点から、賃貸可能とするよう認めていただきたい。(以上)	(一社)第 二地方 銀行協 会	金融庁	銀行が不動産仲介業務を行うことは禁止されております。 銀行が所有する余剰不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、銀行業務との機能的な類似性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっております。	銀行法第10条 主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-2(4)	対応不可 検討を予定	銀行本体における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、現時点で直ちに措置することは困難です。 銀行が所有する余剰不動産を賃貸できる場合については、銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行の健全性確保の観点から検討を行います。	
280810067	28年 2月12日	28年 2月25日	28年 8月10日	貸付型クラウドファンディング(ファンド化・匿名化)(再意見)	いわゆる貸付型クラウドファンディングにおける投資家は、匿名組合出資を行う匿名組合員であるところ、匿名組合員は営業者の行為について第三者に対して権利義務を有しないとされている(商法536条4項)。 したがって、投資家自身は、貸付型クラウドファンディング事業者から資金の貸し付けを受けた者に対して一切の権利義務を有しておらず、当該者に対して投資家が貸付型クラウドファンディングを行うことにはならない。 また、貸付の実行判断を行うのは投資家ではなく、貸付型クラウドファンディング事業者である。以上より、いわゆる貸付型クラウドファンディングにおいて、投資家が貸付型クラウドファンディングに該当することはない。 したがって、貸付型クラウドファンディングにおいて、借手が特定できないようにするため案件についてファンド化・匿名化することは現行法上、不要であることを明確化していただきたい。	(一社)新 経済連 盟	金融庁	貸付型クラウドファンディングにおいて、貸付型とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)で業として行うものをいうとされており、貸付型を営もうとする者は、貸付型登録を受ける必要があります。	貸付型クラウドファンディングの登録に関する法律(貸付型クラウドファンディング法)第2条第1項、第3条第1項	対応不可	金銭の貸付けを行う者が、特定の借り手への貸付けに必要な資金を供給し、貸付けの実行判断を行っているような場合には、貸付型クラウドファンディングに該当するものと考えられ、このような行為を業として行おうとする者は、貸付型登録を受ける必要があると考えられます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280810068	28年2月12日	28年2月25日	28年8月10日	投資型クラウドファンディング(上限規制の緩和)(再意見)	発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の上限規制を緩和し、各々の金額を最低10億円・500万円程度まで引き上げるべきである。 発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の上限規制のもとでは採算の観点から取扱業者の参入は難しく、そもそも市場として成立しないと考えられるため、たまたみ緩和措置をとることが必要である。 投資家保護の観点からは、アメリカでのCertified Investor(プロの投資家)だけにまずは門戸を開放するように、例えば東京証券取引所の運営する東京Pro-marketが買付け参加の要件としている「みなし特定投資家(いわゆるプロ投資家)」に準じる基準をあわせて導入する事も考えられる。	(一社)新経済連盟	金融庁	金融商品取引法においては、電子募集取扱業務のうち、発行総額が1億円未満かつ投資者1人当たり投資額が50万円以下の非上場の株式・ファンド等に係る募集の取扱いを行う者に限り、第一種少額電子募集取扱業者又は第二種少額電子募集取扱業者として登録等の特例を設けています。	金融商品取引法第29条の4の2 第29条の4の3 金融商品取引法施行令第15条の10の3	対応不可	インターネットを通じて行う投資型クラウドファンディングの制度整備については、リスクマネーの供給促進という観点からできるだけ参入が容易な制度とすることが重要である一方で、詐欺的な行為に悪用されること等のないよう、投資者保護のための必要な措置を講じることが重要との考えから、発行総額や投資者一人当たり投資額の上限を設けることが適当とされたこととを踏まえて、	
280915004	28年7月15日	28年8月18日	28年9月15日	投資法人の監督役員の欠格事由の緩和	平成26年12月に施行された改正投信法施行規則により、投資法人の監督役員の欠格事由が大幅に拡大され、スポンサー企業等と利害関係を有すること等が追加された。このうち監督役員の親族が、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等又はその子会社の役員等であることが欠格事由として新たに追加されている。 一方、平成27年5月に施行された改正会社法においても、社外取締役・社外監査役の資格要件の厳格化が成されたが、その親族の就業の有無の対象となる役員若しくは使用人の範囲は、「株式会社取締役若しくは支配人その他の「重要な使用人」に限定されている。 資産運用会社のスポンサー企業の中には、多数の会社を有するグループ企業も多く、使用人の範囲が限定されていない現行の規定では、その該当者数が数万人から数十万人にも上るケースが生じている。その結果、欠格事由への該当の有無を適宜把握するための、資産運用会社及び監督役員本人の負担が相当重いものとなっている。 「重要な使用人」以外の使用人が、その所属する会社及び関係する資産運用会社(並びに投資法人)に与える行使力や影響力を実務的に考えた場合、当該使用人が監督役員の親族であったとしても、投資法人との間で当該使用人の意向に基づく(利益相反取引を行う蓋然性は低い)にもかかわらず、欠格事由の該当範囲があまりにも広範に渡っており、明らかにバランスを欠いた過重な規制であると考えられる。 また、当該欠格事由規定は、二親等以内の親族の就業や婚姻、企業再編やM&A等による当該当会社の突然の増加等により、金(意図せぬうちに法令違反の状況をもたらしかねず)、制度上の安定性の面からも早期に改善の必要があると考えられる。 つまりは、監督役員の親族が、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の使用人又はその子会社の使用人である場合の「使用人」の範囲を、会社法の「重要な使用人」と同等の範囲に限定するよう措置されたい。また合わせて、監督役員の人材確保の観点から、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等であった者との欠格事由については、会社法に倣い監督役員就任前10年間に限定されたい。	(一社)不動産証券化協会	金融庁	投資法人は、当該投資法人の監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者として、以下の者にその資産の運用に係る業務を委託することを禁止しています。 1. 当該投資法人の監督役員又はその親族をその役員若しくは使用人(以下「役員等」)又は子会社の役員等としていた金融商品取引業者又はその役員等としたことのある金融商品取引業者 2. 当該投資法人の監督役員又はその親族を親会社等の役員等としていた金融商品取引業者又はその役員等としたことのある金融商品取引業者 3. 当該投資法人の監督役員又はその親族を主要株主の役員等としていた金融商品取引業者又はその役員等としたことのある金融商品取引業者	投信法第200条、投信法施行規則第244条	検討を予定 対応不可	投資法人のガバナンス強化の一環として、平成26年の投信法施行規則改正により、投資法人の役員会の過半数を構成する監督役員の欠格事由について、当該監督役員又はその親族が当該投資法人が業務を委託する資産運用会社又はその子会社の役員若しくは使用人(以下「役員等」)であることは過去に役員等であったこととの従前の規定内容に加え、当該資産運用会社の親会社等及び主要株主の役員等も対象に含めることとなりました。 今回頂いた要望のうち、監督役員の親族の場合における資産運用会社の親会社等及び主要株主の「使用人」の範囲については、上記改正の趣旨に留意しつつ、現行規制下における投資法人の事務負担や制度の安定性確保といった観点を踏まえ、今後見直しを検討予定です。 一方、監督役員本人が過去に資産運用会社の親会社等又は主要株主の役員等であったこととの欠格事由について、期間の限定を設けることについては、監督役員の独立性確保の観点から慎重に考える必要があり、当面は引き続き実務動向等を確認しつつ対応を判断することとします。	
280915005	28年7月15日	28年8月18日	28年9月15日	不動産ファンド及び不動産投資法人が運用財産相互間取引として不動産信託受益権の売買を行う際の規定の緩和	同一の投資運用業者が運用する不動産ファンド間若しくは(不動産ファンドと不動産投資法人(以下「リート」といふ。))間での不動産信託受益権売買は運用財産相互間取引となり、金商業等府令第129条第1項第2号イ本文により、すべての権利者(リートの場合はすべての投資主)の同意を得ることを条件に売買が行えるとの規定となっている。しかしながら、「一名でも」同意が得られない場合(同意書の受領が遅れる等の事務手続き上のミスを含む)には、売買が行えないことから、実務上大きな障害となっている。 昨今、年金、保険、地銀等の長期安定運用を志向する投資家から、運用期間が無期限で投資口価格のボラティリティの低い私事リートへの投資ニーズが急激に高まっている。そして、同一の投資運用業者が不動産ファンドと私事リートの両方を運用しているケースが多いことから、両者間における不動産信託受益権の売買に特に大きなニーズがある。 また、運用財産相互間取引を行うことが投資家にとって最良の執行と思われる場合も存在する。こうした場合であっても、すべての権利者の同意を取得しないと売買取引が行えないという現在の規定は、却って投資家の利益を害している場合があると考えられる。 一方、信託の引き受けを業として行う信託会社は、信託業法の定めにより、信託契約においてその取引を行う旨及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えおそれがない場合には、信託財産相互間の取引などの利益相反取引を行うことができる。また、信託法においては、受益者が受益者に対して、当該取引について重要な事実を開示して受益者の承認を得た場合には、利益相反取引が許容されている。そして、受益者が複数の場合には、受益者集会以での議決権の過半数による意思決定を行うことが定められている。 個別の資産から得られる収益を配分するという点において、信託法の受益者と受益者の立場は、金商法における投資運用業者と投資家(投資主)と同様と考えられる。また、信託受益者は、信託法及び信託業法上、善管注意義務及び忠実義務を負い、投資運用業者も受益者責任と同質の責任を負っている。 つまりは、不動産ファンドおよびリートが、運用財産相互間取引として不動産信託受益権の売買を行う際の同意要件を、信託法の利益相反取引規定と同様に、権利割合の過半数とするよう措置されたい。	(一社)不動産証券化協会	金融庁	金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、原則として運用財産相互間取引を行うことが禁止されていますが、個別の取引にとり双方の運用財産の全ての権利者に対して、当該取引の内容及びその理由について説明し、全ての権利者の同意を得た場合等、一定の取引については例外的に認められています。	金商法第42条の2第2号、金商業等府令第129条	対応不可	運用財産相互間取引については、利益相反取引につながるおそれがあるとの観点から原則禁止とされていますが、その取引禁止の適用を除外する場合として、例えば全ての権利者の同意を得た場合等、一定の要件を満たした場合に認められています。 今回頂いたご要望については、利益相反防止・投資家保護の観点から、価格評価の客観性・透明性等を踏まえた慎重な対応が必要です。	